

児童虐待の発生状況及び子どもを虐待
から守ることに関する施策の実施状況
(令和 6 年度)

令和 7 年 1 月
福岡県

1 本報告書の位置づけ

令和4年4月1日に施行した「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」第21条の規定に基づき、虐待の発生状況及び子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況等を年次報告書として取りまとめるもの。

【条例の概要】

(1) 基本理念（第1章関係）

- ・ 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、また、許してはならない。
- ・ 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの命を守ることを最優先とともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
- ・ 虐待は、社会的要因、経済的要因その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(2) 虐待の未然防止（第2章関係）

- ・ 虐待の未然防止に係る地域への啓発
- ・ 養育に不安や困難を抱える保護者への支援

(3) 虐待の早期発見及び早期対応（第3章関係）

- ・ 相談又は通告しやすい環境の整備
- ・ 児童相談所による子どもの安全確認措置等
- ・ 要保護児童対策地域協議会や警察との連携及び情報共有等

(4) 虐待を受けた子ども及び保護者への援助等（第4章関係）

- ・ 虐待を受けた子どもへの援助及び保護者への支援
- ・ 配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援
- ・ 医療関係者との連携協力体制の整備及び専門的な研修の実施

(5) 社会的養護の充実（第5章関係）

- ・ 里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進
- ・ 施設養育その他社会的養護に関する事業の充実
- ・ 社会的養護下で育つ子どもの自立支援

(6) 児童相談業務の充実等（第6章関係）

- ・ 専門的な知識及び技術の修得に資する研修の実施
- ・ 第三者評価を通じた児童相談所業務の質の向上
- ・ 虐待死亡事例等の検証と再発防止に関する取組の実施

(参考) 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例全文

<https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/ordinance/>

2 児童虐待相談の状況(県所管児童相談所分)

(1) 児童虐待相談対応件数

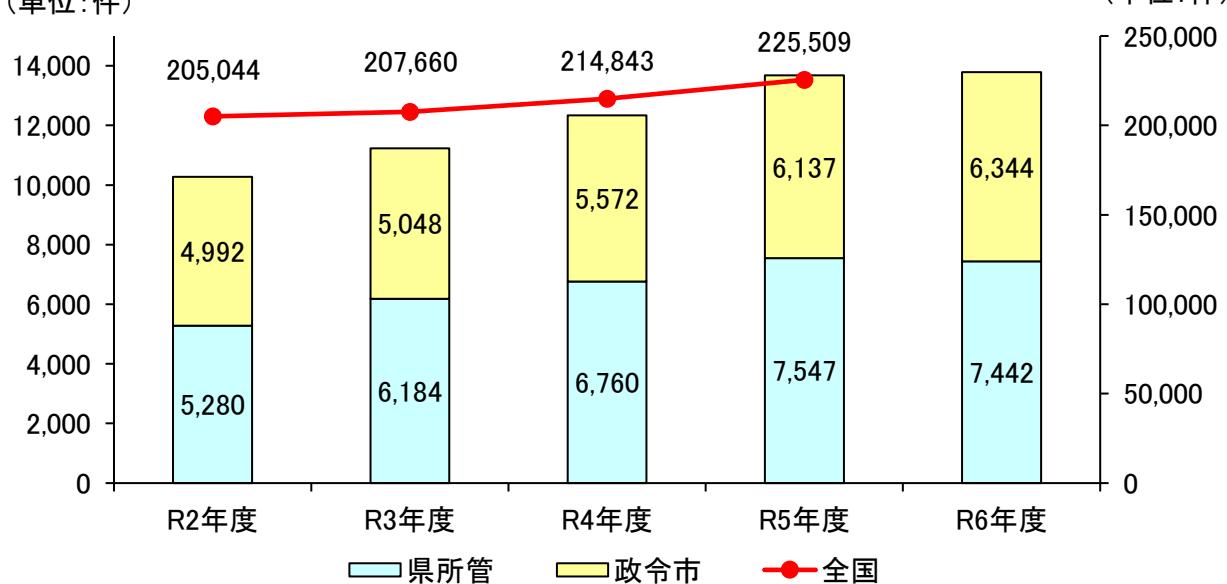
県所管の児童相談所における6年度の児童虐待相談対応件数は7,442件であり、前年度に比べ105件(1.4%)の減少となっている。

一方、政令市を含む県全体の件数は13,786件であり、前年度に比べ102件(0.7%)の増加となっている。

(単位:件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県所管	5,280	6,184	6,760	7,547	7,442
政令市	4,992	5,048	5,572	6,137	6,344
県合計	10,272	11,232	12,332	13,684	13,786
全国	205,044	207,660	214,843	225,509	集計中

(単位:件)



<参考：県所管児童相談所別児童虐待相談対応件数>

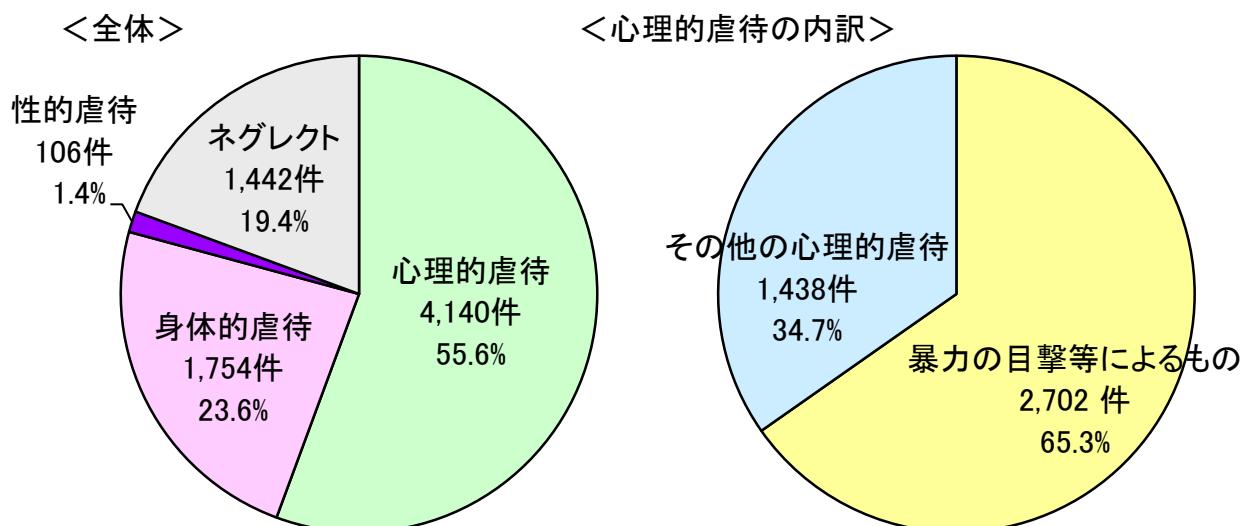
(単位:件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
福岡	1,520	1,465	1,770	1,965	1,904
久留米	954	1,147	1,294	1,581	1,488
田川	1,227	1,544	1,492	1,441	1,502
大牟田	440	428	485	568	515
宗像	801	1,204	1,274	1,514	1,573
京塚	338	396	445	478	460
合計	5,280	6,184	6,760	7,547	7,442

(2) 虐待種類別相談対応件数

虐待種類別にみると、心理的虐待が 4,140 件(55.6%)と過半数を占めており、次いで身体的虐待 1,754 件(23.6%)、ネグレクト 1,442 件(19.4%)、性的虐待 106 件(1.4%)の順となっている。

また、心理的虐待の多くは暴力の目撃等によるもので、2,702 件(65.3%)となっている。



<参考：虐待種類別相談対応件数の推移>

(単位：件)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
身体的虐待	1,185	1,568	1,703	1,749	1,754
性的虐待	55	78	94	83	106
心理的虐待	3,162	3,492	3,748	4,088	4,140
ネグレクト	878	1,046	1,215	1,627	1,442
合 計	5,280	6,184	6,760	7,547	7,442

(3) 虐待種類別・年齢別対応件数

虐待種別・年齢別をクロス集計すると、すべての年代において、心理的虐待が過半数を占めている。次いで「0歳～3歳未満」の年代ではネグレクトが多く、「3歳～学齢前児童」～「高校生・その他」の年代では身体的虐待が多い。

(単位：件)

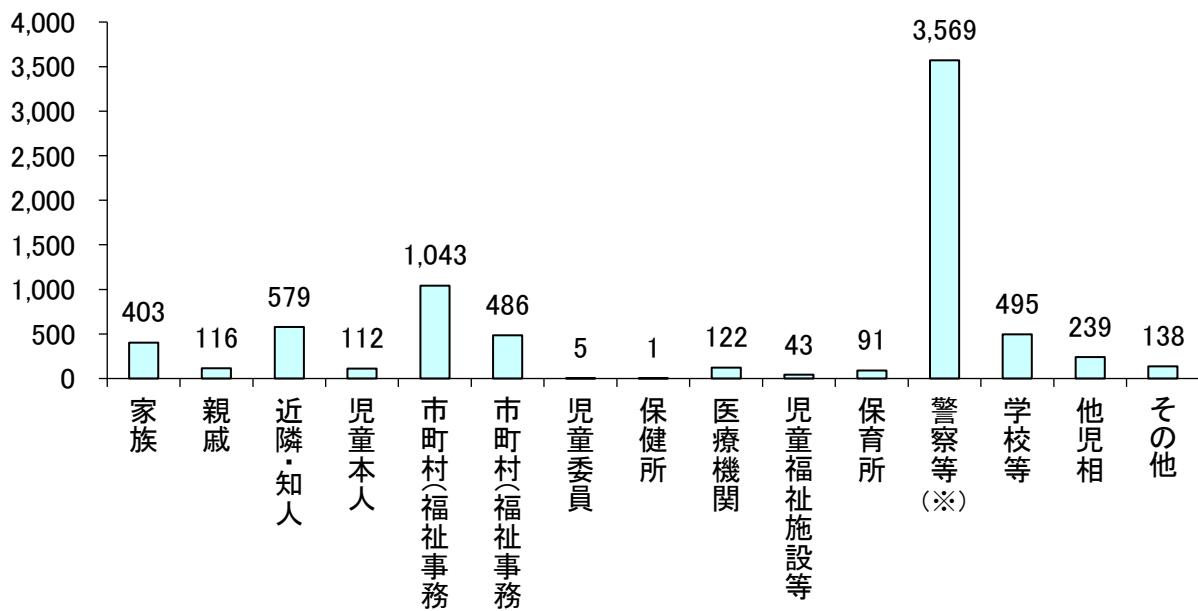
	合計	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
身体的虐待	1,754	158 11.8%	424 21.8%	744 28.1%	300 27.8%	128 29.4%
性的虐待	106	10 0.8%	14 0.7%	42 1.6%	28 2.6%	12 2.8%
心理的虐待	4,140	883 66.0%	1,093 56.3%	1,340 50.6%	583 54.0%	241 55.4%
ネグレクト	1,442	286 21.4%	411 21.2%	522 19.7%	169 15.6%	54 12.4%
合計	7,442	1,337 100.0%	1,942 100.0%	2,648 100.0%	1,080 100.0%	435 100.0%

※割合は合計が 100%となるよう端数調整している。以下、同様。

(4) 虐待相談の経路別対応件数

虐待相談の経路別対応件数をみると、警察等が 3,569 件 (48.0%) と最も多く、以下、市町村（福祉事務所）1,043 件 (14.0%)、近隣・知人 579 件 (7.8%) の順となっている。

(単位:件)



(※)警察等の虐待種別内訳

(単位:件)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
461 (12.9%)	7 (0.2%)	2,857 (80.1%)	244 (6.8%)	3,569 (100.0%)

(5) 虐待相談に係る一時保護の状況

6年度の一時保護件数は942件で、このうち6～11歳の児童が342件(36.3%)と最も多い。また、解除後の処遇では、帰宅が441件(46.8%)と最も多くなっている。

ア 年齢別

(単位：延べ人)

	前年度末 継続保護	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
所内一時保護	10	51	192	121	64	438
委託一時保護	33	146	150	117	58	504
合計	43	197	342	238	122	942
	4.5%	20.9%	36.3%	25.3%	13.0%	100.0%

イ 一時保護解除後の処遇別

(単位：延べ人)

	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・機関移送 (※ ₁)	家庭裁判所送致	帰宅	その他 (※ ₂)	合計	うち、職権保護	延べ一時保護日数
所内一時保護	10	19	122	2	278	7	438	227	6,517
委託一時保護	59	17	241	0	163	24	504	219	13,386
合計	69	36	363	2	441	31	942	446	19,903
	7.3%	3.8%	38.6%	0.2%	46.8%	3.3%	100.0%	47.3%	

※1 他の児童相談所、医療機関等に移送したもの

※2 親戚宅に引き取りとなった場合や医療機関に入院となった場合など

3 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況

(1) 虐待の未然防止（第2章関係）

ア SNS相談事業「親子のための相談LINE」

コミュニケーションの手段として普及しているSNSを活用した相談窓口「親子のための相談LINE」を開設し、子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子育て中の保護者やこどもからの相談に対応しています。

【相談受付件数】

R4年度	R5年度	R6年度
179件	606件	978件

※R4年度は11月から事業開始

（相談内容）

- ・保護者からの育成相談（例：子どもの発達が気になる、夜泣きが止まらない）
- ・こどもからの家庭環境に関する相談（例：親に大声で叱られる）など

イ 児童虐待防止に係る広報啓発

県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等の活用に加え、県が作成したリーフレットやホームページを通じて、広報啓発に取り組みました。また、ホームページが多くの方の目に留まるよう、SNS広告を実施し、一層の認知向上に取り組みました。

【SNS広告掲載内容（一例）】



ウ 市町村におけるこども家庭相談支援体制等の充実

全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会における調整担当者の専門性の向上や構成機関との連携強化に取り組みました。

【こども家庭センター設置状況（政令市含む。）】

R4年度	R5年度	R6年度
50市町村	59市町村	59市町村

※R4,5年度の市町村数は、子ども家庭総合支援拠点の設置数。

エ 児童家庭支援センター助成事業

民間が持つ専門的ノウハウや機動性、柔軟性を活用して、こどもに関する様々な相談に対応する児童家庭支援センターを県内2か所に設置し、こども、家庭、地域住民等からの相談にきめ細かな支援を実施しています。

【事業実績の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談対応件数	4,118 件	5,744 件	5,166 件

(支援内容)

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、技術的な助言を実施
- ・保護者からの育児不安やこどもからの学校トラブル等への相談対応 など

オ 妊産婦等生活援助事業

予期せぬ妊娠や出産後の養育への不安に悩む妊産婦や特定妊婦を対象に、児童相談所や市町村、産科医療機関等と連携して、妊娠期から産後の生活まで、一貫した支援を行う相談窓口を県内3か所に開設しています。

【事業実績の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入所件数	10 件	11 件	24 件
相談対応件数	288 件	374 件	781 件

(相談内容)

- ・妊娠不安に関する相談（例：生理が遅れている）
- ・出産に関する相談（例：収入がなく病院を受診できない）
- ・中絶に関する相談 など

(2) 虐待の早期発見及び早期対応（第3章関係）

ア 24時間365日相談体制の構築

夜間・休日を含めて24時間365日、いつでもこどもや家庭からの相談を受け付けることが可能な体制を確保しています。

【夜間・休日電話相談受付件数】

R4 年度	R5 年度	R6 年度
8,235 件	8,507 件	8,835 件

(相談内容)

- ・近隣住民からの児童虐待相談（例：ずっと怒鳴り声が聞こえている）
- ・子どもの育成相談（例：育てづらい、イライラして手が出てしまいそうになる）
- ・子どもへの虐待に関する相談（例：子どもの前で夫婦喧嘩をしてしまう）など

イ 児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールの活用

児童相談所と市町村では、虐待対応に当たり「共通リスクアセスメントツール」を用いることにより、事案の緊急度や重症度などについて共通理解の形成や円滑な情報共有を図りながら、適切な子どもの安全確保や家庭への継続的な指導・支援に繋げています。

ウ 市町村支援・連携強化事業

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会で協議される虐待相談について、実務者会議の場において市町村や関係機関と情報の共有や援助方針の検討を行うとともに、改めて児童相談所内で緊急度及び重症度を判断し、必要があると認める場合には、速やかに安全確認や一時保護を行っています。

エ 警察との連携

威圧的な保護者への適切な指導や警察との円滑な情報共有及び連絡調整を行うため、児童相談所に4人の警察官を配置するとともに、立入調査や臨検・捜索に当たり、適切な役割分担の下、子どもの迅速かつ確実な安全確認や一時保護を行うことができるよう、児童相談所と警察との合同研修を実施しました。

【合同研修参加者数の推移（年2回実施）】

	R4年度	R5年度	R6年度
延べ研修参加者数	123人	98人	98人

(研修内容)

- ・虐待が疑われる家庭等への立入調査や臨検・捜索の方法等に関する講義
- ・立入調査の実践演習と振り返り など

また、虐待の早期発見や再発防止を図るため、県、警察、北九州市、福岡市の4者で締結した虐待事案の情報共有に関する協定に基づき、児童相談所と警察の間で情報共有を行っています。

(3) 虐待を受けた子ども及び保護者への援助等（第4章関係）

ア 家族のきずな再生事業

児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき支援を行い、親子関係の再構築を図りました。

【事業実績の推移】

	R4年度	R5年度	R6年度
全体数	103ケース	123ケース	122ケース
家庭復帰	21ケース	20ケース	25ケース
親子関係改善	53ケース	76ケース	63ケース

イ 配偶者暴力相談支援センターとの連携

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が、DVと児童虐待の特性や関連性を理解した上で、相互に連携協力しながら母子の安全確保やケアに取り組むことができるよう、講義や事例検討による合同研修を開催しました。

【参加者数の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
参加者数	47 人	50 人	57 人

(研修内容)

- ・DV対応と児童虐待対応の連携の必要性、連携時の注意点等に関する講義
- ・DVと児童虐待の双方が該当する事例を用いて、支援方法等について意見を出すことで相互理解を深めるグループワーク など

ウ 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待対応へのノウハウを有する県内2か所の病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うとともに、医療従事者を対象とした虐待対応研修を開催し、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図りました。

【医療従事者向け研修（年3回実施）】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
延べ参加者数	239 人	296 人	449 人
医師数	74 人	129 人	181 人

(研修内容)

- ・県における児童虐待の現状、医療現場における虐待の早期発見の重要性、虐待による受傷の特徴等の基礎的研修
- ・虐待疑い症例の身体診察の留意点等の応用研修
- ・虐待事例を用いたグループワーク など

(4) 社会的養護の充実（第5章関係）

ア 里親養育の包括的な支援体制の構築

里親等への委託を推進するため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関に、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまで包括的な里親支援（フォースタリング業務）を委託しています。

【里親等委託率の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
3歳未満	25.5%	31.5%	43.3%
3歳以上就学前	21.8%	30.6%	29.3%
就学期以降	27.9%	28.8%	28.8%

イ 施設におけるケアの個別化の推進

行動や情緒面で課題を抱えるなど、手厚い養護が必要なこどもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進しています。

【事業実績の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
地域小規模児童養護施設の設置（11 施設中）	8 施設	9 施設	9 施設
小規模グループケアの実施（14 施設中）	12 施設	12 施設	12 施設

ウ 自立に向けた支援の充実

里親宅や施設等で生活することもたちが、円滑に社会的自立を果たし、継続して安定した生活ができるよう、児童福祉や法律などの専門スキルを持ったスタッフが、里親委託又は施設入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、こどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供しています。

【事業実績の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
生活相談・支援件数	2,248 件	3,075 件	4,316 件
フリースペース利用延べ人数	171 人	261 人	286 人

(支援内容)

- ・料理や掃除、家計管理などの生活スキル向上のための支援
- ・経済的支援を必要とする者に対する各種補助金、給付金の紹介、手続き同行など

(5) 児童相談業務の充実等（第6章関係）

ア 相談関係職員研修事業

児童相談所や市町村において、子どもの最善の利益を最優先にしながら、こどもとその家庭に対して適切な支援や指導を行うことができる人材の育成を図るため、児童福祉法などで義務付けられている研修のほか、実践的な支援技術の習得や関係機関との連携を目的とした研修を実施しました。

【事業実績の推移（主なもの）】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
児童福祉司任用前講習会	81 人	75 人	78 人
児童福祉司任用後研修	35 人	32 人	37 人
要保護児童対策調整機関担当者研修	38 人	38 人	38 人
指導教育担当児童福祉司任用前研修	18 人	9 人	15 人
リスクアセスメントツール利用に係る児童相談所・市町村合同研修会	163 人	100 人	106 人

イ 職員体制等の充実

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進や市町村を始めとする関係機関との連携強化を図るため、法令等に基づき児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実に取り組んでいます。

【職員配置数の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
児童福祉司	138 人	153 人	168 人
児童心理司	54 人	68 人	71 人

ウ 法的対応機能の強化

子どもの安全確保や虐待を行う保護者への指導に当たり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、常勤弁護士（2人）の配置や児童虐待防止協力弁護団との契約により、法的対応機能の向上を図っています。

【事業実績の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
協力弁護団の担当弁護士数	18 人	18 人	16 人
児童相談所への派遣回数	170 回	170 回	176 回

(派遣弁護士の業務内容)

- ・虐待通告等のあった児童について、調査等の方針や安全確認の方法、一時保護の要否等を検討する受理会議や、児童や保護者等に対する最も効果的な援助方針を決定する援助方針会議において、法的助言・指導を実施。

エ 医学的対応機能の整備

子どもの安全確保や虐待を行う保護者への指導に当たり、児童相談所が医学的知見に基づく的確な判断や対応ができるよう、常勤保健師（6人）に加え、児童精神科医等の非常勤医師を配置し、児童の診察及びその結果に基づく児童福祉司等への助言、指導をするなど、医学的対応機能の向上を図っています。

オ 第三者評価の実施

児童相談所及び一時保護所の業務の質や専門性の向上を図るために、外部有識者等による第三者評価を実施しました。

【事業実績の推移】

評価対象機関	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	福岡児童相談所 田川児童相談所	久留米児童相談所 宗像児童相談所	大牟田児童相談所 京築児童相談所

(参考) 第三者評価報告書

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/daisansyahyouka.html>